

あやめ訪問看護ステーション指定訪問看護事業所及び  
指定介護予防訪問看護事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人共愛会が開設するあやめ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う介護保険法、健康保険各法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は、疾病・負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医者（以下「主治医」という。）が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問看護を提供する事を目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全面的な日常生活の維持、回復を図るとともに生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように事業の提供を行う。

- 2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 あやめ訪問看護ステーション

所在地 福岡県北九州市戸畑区明治町10番18号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名（常勤）

管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係わる調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、自らも看護師として業務に当たるものとする。

- 2 看護師 9名（常勤専従） 管理者は除く
- 理学療法士 4名（常勤専任）
- 作業療法士 1名（常勤専従）
- 言語聴覚士 1名（常勤兼務）

看護師等は指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。また、看護師等（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日及び営業時間 月曜日から日曜日  
8：30～17：00  
ただし、12月30日～1月3日を除く。
- 2 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

（訪問看護及び介護予防訪問看護の内容）

第6条 ステーションが行う指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等により清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 利用者家族に対する療養生活や看護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額及び徴収方法は次のとおりとする。

- 2 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割とする。

また、次条の通常事業の実施区域を越えて事業を行う場合は、通常の事業実施地域外から片道分に要した交通費の実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合

の交通費は次の額とする。

- ① 事業実施地域外から片道 5 km未満 200円
- ② 事業実施地域外から片道 5 km以上 500円
- 3 健康保険各法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める額によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。
  - 1) その他の利用料
    - ①営業日以外の8：30～17：00 30分毎に1,500円
    - ②交通費（公共交通機関使用時） 実費  
（自動車使用時）次条の通常の実施地域する区域内・外 1回200円
    - ③死後の処置 10,000円
    - ④日常生活上必要な物品は利用者負担とする。
- 4 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用料については、別紙利用料金表を掲示することとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実施地域は北九州市戸畑区、若松区、小倉北区、八幡東区の地域とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（個人情報保護）

第10条 従事者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

（事故発生時の対応）

第11条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。苦情が発生した場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握・検討し、具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を記録・保管し、再発を防ぐ。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 事業所は、社会的使命を十分認識し、看護師等の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 この規程に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は社会医療法人共愛会とステーションの管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

令和4年度	4月	改定
令和5年度	4月	改定
令和6年度	11月	改定